

社会福祉に関する日仏用語の研究 (2)

松村祥子¹⁾・出雲祐二²⁾・藤森宮子³⁾

Lexique de l'Action Sociale (2)

Sachiko MATSUMURA, Yuji IZUMO, Miyako NAKAMURA FUJIMORI

Résumé

L'action sociale en France diffère considérablement de celle au Japon sur le principe, la structure de l'institution et les activités des professionnels dans le travail social. C'est pourquoi lors de la traduction des termes français concernant l'action sociale en japonais, il est indispensable de tenir compte des différences en matière d'institutionnalisation, d'articulation entre l'assurance sociale et l'action sociale, ainsi que des attributions des organismes publics et privés.

En prenant cinq mots clefs qui caractérisent l'action sociale en France, nous montrons, dans cette deuxième partie de notre étude, les significations multiformes de ces mots clefs : action sociale, aide sociale, solidarité, insertion et économie sociale. La partie suivante présentant la troisième étape de notre étude examinera les traductions japonaises des termes français et à partir d'une démarche comparative, évaluera les traductions les plus pertinentes.

要旨

日仏の社会福祉においては、理念、制度体系、社会福祉従事者の活動等に大きな相違がある。したがってフランスの社会福祉に関する用語を日本語にする場合には、制度づくりの発想の違い、社会保険と社会福祉の関係、公私組織の違いをふまえて訳すことが必要である。

本研究では、フランスの社会福祉の特色を表す5つの用語 (action sociale, aide sociale, solidarité, insertion, économie sociale) をとりあげて、その内容を示した。続く研究 (3) では、選定した用語の日本語訳を検討し、確定する手続きを提示する予定である。

はじめに

フランスでは社会保険 (assurance sociale)、社会扶助 (aide sociale) 及び社会福祉 (action sociale) 等をあわせた社会保護制度 (protection sociale) が日常生活のリスクに対応している。

社会保険、社会福祉および公衆衛生等を内容とする日本の社会保障制度で使用される社会保障という用語と違って、フランスの社会保障 (sécurité sociale) は社会保険を中心とした社会保障金庫 (caisse de la sécurité sociale) による制度を指している。またフランスの社会政策 (politiques sociales) は、労働政策、社会保護政策及び部門別政策を包括している。

具体的には、労働政策は賃金と雇用、社会保護政策は失業、家族、医療、年金をカバーしている。さらに部門別政策とは学校教育以外の教育政策、住宅と都市政策及び余暇政策である。そしてこれらのすべての政策を貫く横断的社会政策は、障害者、移民及び生活困窮者等を対象としている。

このようなフランスの社会福祉の基本的な理念とされているのが連帯と参入である。「平等や公正の概念と対置され生得的な不平等や年齢、出自、性別、健康状態などによる不平等を目的としている連帯」と「経済的な保障を含めた広範な生活機会を保障することで社会関係や社会的ネットワークを回復させ自律した主体の社会参加を促進する参入」によって独自の政策と制度が形成されているのである。

¹⁾ 放送大学教授 (「生活と福祉」専攻)

²⁾ 秋田看護福祉大学

³⁾ 金城大学

さらにフランスの社会福祉を理解するためには、その実働を担う社会的経済といわれる諸組織の形態と活動内容が明らかにされねばならない。社会的経済はアソシアション（非営利市民団体）、共済組織、協同組合などであり、社会連帯思想にもとづく多様な活動を展開しているが、社会福祉においても多大な質量の活動が展開されている。

このようにフランスの社会福祉は、日本とは異なる体系をもつ社会政策の中に位置づけられ、独自の理念と組織によって遂行されている。本稿では、フランスの社会福祉における5つの鍵概念（action sociale, aide sociale, solidarité, insertion, économie sociale）の内容を明確にし、この研究の最終目的であるフランスの社会福祉用語の日本語訳にむけての準備段階としたい。

I. 社会福祉 Action sociale

社会福祉とは生活困難に直面する個人や家族に対するサービスや施設整備の総体であり、社会扶助（aide sociale）を補完し、社会保護（protection sociale）の一部となっている。

1. 経緯

社会福祉は予防活動、援護活動、連帯による活動を通じて、《共に生きる》ための条件整備を促すあらゆる活動を含んでいる。行政機関・アソシアション・財団などによって運営され、不安定な状態に置かれていたり困窮状態にあったり特定の支えが必要だったりする個人や集団に、適切な支援をすることを目的とする任意活動である。社会福祉の活動形態はさまざまで、多様な対象者に対応している。社会福祉は社会扶助とは異なり財政負担者にとって義務ではない。いくつかの概念でその発展をみると社会開発、総合社会福祉、最近では地域福祉ということになる。社会福祉の変遷を通じて最も特徴的なのは集合的活動という発想で、2つの意味で集合的であるとされる。まず住んでいる場所を同じくするか同じ問題を抱えた人々を対象とする点で集合的であり、次いでさまざまな担い手を必要とする点で集合的活動である。

社会福祉は、さまざまな取り組みを可能とする分野であり、60年代から70年代にかけて徐々に広がりを見せ、1980年以降、新たに登場した諸問題に対処するために大きな発展を遂げている。社会福祉の主要な柱は、予防、社会的関係（lien social）の二つである。社会からの排除という大きな現象に対処するためには垣根を超えた解決策が必要である。

70年代より、一つの地域においてあらゆる住民を巻き込んだ大きな予防プロジェクトである総合的社会福祉（global action sociale）が唱えられた。住民参加と地域の人々のつながりが大切といわれいくつかの実験的試みがなされたが、運営主体ごとに垣根のある取り組みの中では見るべき成果は得られなかった。しかし

ここで出てきた考え方が1980年代に入ってから新しい地域政策の基礎となっていくのである。

この新しい地域政策は、生活困難に直面する個人または家族との個別的な接触を基盤としてきた福祉行政の伝統との間に軋轢を引き起こした。伝統的なソーシャルワークのコンセプトでは大きな自主性をワーカーに認めていた反面、グループワークの余地は少なかった。地方分権化以降、登場してくることになる形態での社会福祉は、アイデアの段階からすでに、個別利用者の要望に応える形で運営されてきた福祉行政の中で多くの抵抗を受けた。利用者への援助型支援に代わって、社会参入を支援するための様々なシステムの整備は行政の経済的負担を重くしたが、ソーシャルワークの担当者たちの中にもアイデンティティの危機と存在意義への疑問を生じさせた。しかしパートナーシップによる仕事の進め方が導入されてみると、意欲的なワーカーはその長所をすぐに悟り、みずからの役目を次第に見直していくことになった。90年代にはネットワーク、サービス提供、コーディネート、集合的活動という考え方が広がった。

参入最低所得（RMI）が導入され都市政策が進められる中で、地域の社会福祉にとって管轄を横断する体制作りが大きな柱となった。従来の援助のとらえ方が企画と契約に変わった。問題に対して調停をはかるソーシャルワークから問題修復のソーシャルワークへの転換は、行政を横断した都市問題への取り組みと貧困との闘いなどに関する新しい社会政策の登場と同じ歩みの中にある。

この観点でみると、自治体の取り組みの発展は社会福祉の枠内のみにとどまらず、幼児・児童生徒・課外活動などの教育対策や都市政策を包摂したものになっている。これらのサービスに整合性を持たせるコーディネート作りが鍵であり、今後の課題でもある。コーディネートをおこなう場所の数が増えているのが今日の社会福祉にとって新しい問題かもしれない。特定のケースに対するアクションと不特定多数に対するアクションをコーディネートしていくためには、問題の所在、それに対応する計画、多くの契約が練りあげられる。いくつものコーディネートをまとめてコーディネートしていくことがこれからの課題であろう。

2. 仕組みと活動

社会福祉は、福祉行政、施設や福祉サービスの運営にあたるアソシアション（association）及び宗教や援助のアソシアション等が担っているあらゆる活動を指し、主として以下の二つの柱からなる。

- 個人や家族あるいは特定の社会的集団を対象とした活動
 - 地域の整備とサービス提供
- 社会福祉を担うのは主としてソーシャルワーカーたちであり、彼らは様々な機関に属している。
- 市町村の地域社会福祉センター（CCAS）
 - 県議会の管轄になる各県の福祉局

一 家族手当金庫等の社会福祉部門

CCASは市町村において社会問題の発生予防と社会開発のために活動している重要な組織である。慈善事務所(1796年)、救済事務所(1893年)、社会扶助事務所(1953年)と、この数世紀の間にさまざまに名を変えてきたが、1986年1月6日の特別法公布より地域社会福祉センター(CCAS)と呼ばれている。RMIの導入以来その活動内容が広がった。受給申請における状況審査をおこない、援助計画と参入契約の実施に責任をもっている。

アソシアシオンも社会福祉において中心的役割を果たす。その第一の機能はニーズを聞き、迅速に対応し、新しい対策や従前の対策に加えた方策を検討することである。アソシアシオンの新しい試みを開拓する企画力は望まれる福祉政策づくりにとって必要なものである。またアソシアシオンでは、自分たちが設置したり運営しているさまざまな施設を通じて社会福祉の前線に立っている。行政側にとっては、カバーの範囲が広すぎて機能の充実が追いつかないことや、県や市町村の政治方針にあり得る急な変更の際に混乱があることなどによって、アソシアシオンの占める位置は大きくなってきている。自主的な運営と能力によって築き上げてきた彼らの実績にもかかわらず、県や市町村の行政当局はともすれば自分たちが設けた枠の中だけで働く従順なサービス提供者にしてしまいがちである。彼らにはまた《自分たちのもとに囲い込んだ》客に対して決まりきったお仕着せのサービスを提供していたかつての轍を踏まないための自戒も必要である。行政当局による独占ではなくなることが、より高い質のサービス提供を目指した取り組みに途を拓くであろう。

3. 問題点と課題

地方分権化の基礎にあったのは、決定権を現場に近づけようという考えだった。その為に今日では、連帯をめざす社会福祉の実施にあたり市町村の役割が大切になってきている。RMIに関する1988年と1992年法では、市町村における社会問題の予防と社会開発のために、CCASの果たすべき役割を拡大するための法律が成立した。CCASは政策の推進と市町村から県・国に至るまでのレベルによる活動のコーディネーターにあたり、ますます大きな位置を占めるようになってきている。市町村レベルでの社会福祉の背後には、将来は窓口を一本化し多様なサービスのステーションを形成していかうという考え方も出てきている。従来は県レベルの福祉行政当局にしか認められていなかった多くの権限や機能を市町村が持つようになってきている。福祉サービスの中で小地域化の重要性も出てきている。パートナーシップと専門分化の中で、役割分担をどのようにしていくかが今後の焦点である。

しかしながらCCASの自立性と中立性をめぐって、またもっと広義に市町村の政治の中にCCASが組み込まれることについての疑問も出ている。CCASは政争の道具になることは慎みつつ、技術的なノウハウによ

ってコーディネーターの役目を担い、市町村の政策を総合的に実行していくべきである。社会福祉と政治の関わりはやむを得ないし必要であるとしても、国による施策に比べて信頼性を損なうように見られてしまうであろう。国は政治的スケジュールから生ずる短期的な波乱とは一線を画し、もっと中立的で安定した存在とみなされているからである。参入と都市政策に関する幾つもの方向転換は全国的な社会政策(politiques sociales)をも貫く新しい政治的感性を示している。

予防活動の発展により、自治体レベルでの社会福祉の必要性が増したが、一般的サービスと特定サービス間のコーディネーターの問題が出てきた。こうして県における福祉サービス・母子保護サービス・児童に対する社会扶助サービス間の連携のあり方が議論の対象となっただけでなく、各々の活動における考え方をめぐって紛争が生じた。家族に対する援助は福祉的・教育的・医療福祉的アプローチを必要とするのではないだろうか? より具体的には、家族に対する経済的援助はどのように運用され、問題が発生した場合の通報回路はどのように利用されるべきか? 一般的サービスから特定サービスへのバトンタッチはどうすべきか等の議論は尽きない。特定のサービスを担う側にとっては、このバトンタッチ要請が常に遅きに失し、事態が悪化してから介入せざるを得ず、問題発生の予防よりも現状修復に忙殺されるとの不满がある。児童への社会扶助(ASE)の社会教育チームは母子保健制度(PMI)や福祉行政のバトンタッチが遅すぎると考えている。施設側は施設側で、現場に近いサービス担当者が入所決定を遅らせ、人格と社会性の形成を基礎から見直さざるを得ない事態を招いて教育を難しくさせているとみなしている。

ソーシャルワークは近代化の必要が叫ばれているが、登場してきた新しい職種に対し、また貧困や不安定な状況に置かれた人々の問題に取り組む多くのアソシアシオンで積極的に活動するボランティアたちに対し、自らの役割を再配置していかねばならない。このような社会の動向に社会的援護(accompagnement social)というコンセプトの誕生を読み取る人もいる。これは社会技術的なアプローチに立つソーシャルワークとは異なり、社会連帯運動に属するコンセプトになってくる。ソーシャルワークの変遷をめぐって大きな議論になっているのは新しい職業の出現と、社会福祉を担う人々の専門職化についてである。これら新しい職業は次の3つの柱がある。

- 一 高齢者または障害者の地域支援サービス
- 一 社会的に困難な状況に置かれた人々に対する活動
- 一 ネットワークとパートナーシップの形成

社会福祉の発展は担い手の養成の発展によっている。1998年7月29日の社会的排除と闘うことをめざした法律はこの点を考慮し、専門職の仕事内容の変化を反映した改革が必要だとしている。特に社会開発システムと集会的活動のダイナミズムを通して、社会参入の推進と社会開発がなされることが重要である。

II. 社会扶助 Aide sociale

社会扶助は、社会的弱者としてみなされ、かつ社会保障 (Sécurité sociale) によってカバーされない人々を対象とした諸手当の支給およびサービスの提供をいう。地方分権化以降、社会扶助は県議会の主要な任務となっている。

1. 経緯

1945年に社会保障が創設されてから、従来の公的扶助 (assistance publique) は漸次廃止された。社会保障システムの整備と完成によって、すべての国民に対しどのようなリスクもカバーされるはずだった。しかしながら社会保護と保健衛生への需要すべてを社会保障ではカバーしきれなかったことから、公的扶助も存続せざるをえず、システムは年々複雑化した。

社会保障が大きなリスクをカバーする。公的扶助は困難な状況にあると認定された個人に対しミニマムの保護を検討する特定の分野に対応している。公的扶助の必要性は消滅するどころか、共同体的紐帯 (家族・隣近所) の弱体化を反映してむしろ重要さを増してきた。社会の進歩と経済の発展によってなくなっていくはずだった貧困と不適応の問題がなおも存続するのみならず、かえって70年代の経済危機以降増大してきており、経済と雇用の成長期に構想された保護システムの限界が出てきたのである。したがって社会保険と公的扶助による相互補完の必要性が再認識されている。

1953年における公的扶助制度の改革によって受給申請のための条件が改善されたのを機に「社会扶助」という新しい用語が採用されることになった。社会扶助はもはや慈善ではなく、社会保護制度 (protection sociale) の網からは漏れている人々への社会連帯の権利となった。この改革に際して、今まで地方自治体において、とりわけ市町村や慈善団体によって扶養されてきた人々を対象に、社会扶助として住宅支援および成人のための再職業教育が新設された。浮浪者、売春婦、刑務所出所者などがこの対象者に該当する。1974年、住宅に関する社会扶助の対象者は新しく登場した社会的被排除者層に広げられた。

地方分権化法によって、それまで国家によって行われてきた社会扶助の責任は、児童への社会扶助と一般的社会扶助との2分野に関して、主として県に移ることになった。一般的社会扶助は高齢者扶助と障害者扶助等に分けられる。ホームレスへの扶助と健康保険でカバーされない医療費は依然として国の管轄となっている。

社会扶助は固定化した制度ではない。社会保険の間隙を補い、新たな社会問題に対応している。例えば失業の場合、1958年における最初の失業保険の創設まで社会保障の範囲外にあり、社会扶助の対象であった。同様に、多くの場合は家族だけによって扶養されていた障害者に1975年国民連帯の権利を認めた。さらに近

年では要介護者の介護費用に関して、社会保険 (5番目リスクとして) によるか社会扶助によるかの選択をめぐる議論がある。

1997年、県レベルでの社会扶助は850億フランにのぼり、県議会の経常予算の最も大きな部分を占めている。この金額は15年間で倍以上に増えたが、いくつかの段階を経てきている。1984年から89年にかけての伸びはゆるやかだった。児童施設・高齢者ホームへの収容数が減少しているのは、在宅で暮らせることを目的とした施策の効果が目に見え始めたことを示している。1990年から95年にかけて、RMIの導入および成人障害者からの申請の増加により支出は著しい伸びを見せた。1996年から2000年にかけては安定期であった。

社会扶助は主として4つの分野 (金銭扶助、在宅扶助・在宅介護、施設やサービスへの財政支出、予防・教育・社会参入のための活動) で実施されている。1988年以降、RMIの導入によって社会扶助の新しい方向が導入された。つまり異なる行政レベル間、特に国と県議会との横断的な連携と協力が始まった。又RMIは権利であり手当給付であるがそこに再就職への努力義務がセットになっている。RMIは県議会が直接に給付するのではなく、国による (手当という形での) 給付であり、最低生活保障と社会扶助給付との中間に位置づけられている。

2. 仕組みと活動

社会扶助は自分では満足な生活費を得ることができない状況にある個人への補足的な給付であり、在宅扶助又は施設扶助として金銭援助がなされる。家族的連帯が機能していない場合、つまり生活費供与の義務をもつ父母または子からの供与がおこなわれない場合に給付される。また各種の社会保障によりすでにおこなわれている給付を補完するものとして機能している。

この生活扶助の原則には2つの例外がある。まず障害者とその家族の間ではこの義務は適用されない。障害者の場合は自分たちの親から受けたものを子世代へリレーすることは容易ではないと考えられるからである。また児童への社会扶助に関しては、所得条件は課されていない。

社会扶助は「家族および社会扶助に関する法律」に定められた権利であり、受給条件 (特に収入面で) さえ満たせば必ず支給されなくてはならない諸手当の総体である。これは普遍的権利ではなく、その人の置かれた状況による個々人の権利である。社会扶助の申請は扶助を受けようとする者がおこない、地域社会福祉センターが申請を受けて状況審査をする。審査委員会が申請者自身あるいは家族に収入がないことと、困窮しているという実情を調査する。社会扶助とは困窮状態を解消するために、必要がある期間だけミニマムの収入を保障するためのものである。

社会扶助が権利であるなら、その運営にあたる地方自治体にとっては義務である。支出しなければならない金額は法律で定められている。支出の負担が国によ

ってであろうと県によってであろうと、税金が財源であり、加入者の掛け金で運営される社会保障とは異なっている。社会扶助は「前貸し金」としてみなされ、受給者が死亡した場合にはその遺産から回収措置が取られる。回収措置の対象となる援助（生活費補充手当、住居費用など）に関して、回収請求の状況と程度は「家族および社会扶助法典」に規定されている。

県による社会扶助は主として5つの分野についておこなわれている。すなわち児童への社会扶助、医療扶助、高齢者への扶助、障害者への扶助、住居と社会への再適応のための扶助があったが、医療扶助は2000年1月に普遍医療保障（CMU）に置き換えられた。他方、介護に関する手当を社会扶助の枠組みの中に最終的に取り込むかどうかについては、流動的な状況にある。国管轄の社会扶助は精神保健、障害者（職業訓練、保護労働）およびホームレス、住居と社会参入、そしてRMIの手当部分である。

3. 問題点と課題

広義の社会保障制度は、福祉政策や無拠出の手当を発達させてきた。その為に今日では社会扶助と社会保障の境目が曖昧になっている。社会政策の変遷に応じて年々新たに作られ、積み重ねられてきた全体のシステムは、現在、統一性がなく、運営も複雑になっている。この複雑さは80年代以降、部門ごとによる伝統的政策（運営主体別）と行政を横断する新政策（社会参入・貧困・都市）の間の分担関係のいたるところに見受けられ、人的配置と予算措置に流動的な対応を必要としている。代表者協議会や省庁横断委員会の設置がこうした状況から出てきている。

こうして、社会扶助によったり、社会福祉活動によったり、社会保障によったりして、社会保護制度の範囲を超える横断的問題に対しさまざまな社会政策が対応している。必要なのは、人々が社会から永続的に排除される事態を避けるための大局的・問題解決的・予防的な政策である。社会からのあらゆる排除（雇用、健康、教育、住宅等諸権利からの排除）への闘いは広い使命をもっている。

行政を横断する政策には多様な主体の動員が求められるが、特に地方の役割が大きい。この点で、地方分権化は公的施策を市民に近づけ、地域全体の福祉政策の実施に大きな柔軟性をもたせるものである。社会福祉を地方の政策の都合により変更しないためにも、国全体において受給権の公平さの原則を確保するためにも、地方分権化を推進するにあたって委譲される幾つかの権限に義務の縛りがかけられた。社会扶助はこうして国全体で全般的には統一性をもつに至っている。県レベルでも市町村レベルでも、地方自治体は社会扶助の手当額について増額をしたればできるが、法に定められたミニマムを下回らせることは絶対にできない。この措置により県間の格差を制限されている。

発足時の懸念、また幾つかの悪い運用例にも関わらず、県は社会政策（politiques sociales）の全体的な

管轄者となっている。管轄分野での施策実施にあたって優先順位を定め、達成度を測定し、成果を評価する能力を持つまでに至った。地方分権化以降の社会扶助の効果についての当初に存在した疑問視を乗り越えて新たな当事者能力を獲得してきたのである。今日では社会扶助は生活困難に直面する人々に向けた地域連帯の主要な装置となっている。

Ⅲ. 連帯 Solidarité

連帯はフランスの社会保護、社会福祉システムを支える基礎である。歴史的にみると、連帯は家族の中にも、村や都市の地域共同体の中にも、また救貧院や職人組合などの宗教や職業を媒介とした組織の中にも見られた。しかしこうした集団の中でいわば自然に形成された連帯を、公的な行為として、また法律に基づいた社会的義務と位置づけていったところにフランスの特徴がある。そしてそれは、社会問題の解決や社会秩序の回復に向け、また国家が社会サービスに介入していく福祉国家の建設に向けて、ぜひとも取り組まなければならない事柄であった。

こうした取り組みは19世紀末から20世紀初頭の第三共和政の中で行なわれた。社会学者であるエミール・デュルケム（Emile Durkheim）は、社会の進歩を経済発展に見るのではなく、役割の分業とその複雑化にあることを指摘し、社会の連帯は社会条件の類似性に基づく初原的な連帯から、労働の社会的分業と専門性の分化によってもたらされる有機的連帯へと変化していると主張した。社会が進歩し複雑化すればするほど、社会の成員どうしの依存関係や個人の全体社会への依存関係は高まり、こうした相互依存の関係こそ社会的事実である。したがって社会のすべての成員が客観的に相互依存の関係にあるというこの事実は、社会連帯を基礎づけ、同時に社会連帯の下で不安定な社会関係を調整していく必要があると説いた。

次に、法律学者のレオン・デュギ（Léon Duguit）が個人の権利は公共の福祉の前では制限される公共サービスという概念を示し、さらにモーリス・オリユ（Maurice Hauriou）がその制度的結実が国家の役割であることを基礎づけた。

こうした社会連帯思想は次第に社会に受け入れられ、その思想的結実は1895年に首相に就任し、1896年に「社会連帯論」を発表したレオン・ブルジョア（Léon Bourgeois）の主張に見ることができる。人間は自由な存在として生まれてくるのではなく、むしろ社会的負債を背負って生まれる。その負債の対象は産み育ててくれた母親であり、教育してくれた教師、自立の道や経済的な可能性を与えてくれたさまざまな集団、そして全体社会である。社会的な成功は既存の社会が用意したさまざまな制度を利用できた結果であり、成功者ほど社会的な負債を背負っている。またこうした社会的負債を支払うのは、個人のモラルの問題ではなく、出生と同時に社会と結ばれた擬似的社会契

約である。この契約には本人の同意は必要なく、本人の権利以上に義務が優先される。すなわち社会への支払い義務を果たさない者に対しては制度的な制裁を加えることができるのである。

またレオン・ブルジョアは社会主義へと至ることを恐れる自由主義者たちに次のように答える。「私的所有、私有財産は自由の延長であり、自由の保障である。私にとっての理想社会は各人が私的所有に到達できるような社会である。連帯主義は人々を財の生産や分配に参加させるのではなく、生活上のリスクを保障させることにある。実際、平等な賃金というものは不可能であり望ましくない。しかし社会正義の下で、最低賃金を決め、社会保険を実施するのは社会の義務である。」

フランスが福祉国家として現在の社会保障体系を整備するのは第二次世界大戦以降のことであるが、19世紀末の社会連帯思想の下で、福祉国家への道が準備され、そして理論化されていったことを忘れてはならない。そして連帯は今なお、フランスの社会保護、社会福祉を支える概念である。すなわち老齢年金制度では世代間の連帯が、要援護者対策では国民の連帯が、県社会扶助や地域福祉では地域での連帯が基礎となり、近年の排除に対する戦いも社会連帯に基づいている。

宗教的動機に基づく慈善や政治的スローガンである友愛とは対照的に、連帯は公的行為という形態を取る。その法的位置づけにより、連帯は慈善や友愛とは異なり、普遍的な権威が与えられる。すなわち、連帯による扶助が支給されるかどうかを決定するのは、モラル的な判断ではなく、法律や法令が定めている客観的状況である。

連帯は、まず、第一次世界大戦の傷病軍人や寡婦、孤児に対する国民の負債として制度化された。次に、連帯は国家建設に貢献した人々、とりわけ多くの家族に対する感謝として結実する。家族手当金庫による給付がそれである。最後に連帯による援助は、個人の意思とは無関係に、生活手段を欠いた状況が発見されたとき合法化される。高齢者や障害者の場合が該当し、最近では参入困難者に対しても行なわれている。

公権力が行なう連帯は、自然な連帯、第一に家族連帯に取って代わるものである。その場合、社会契約の基となる連帯契約が結ばれることになる。こうした代行は3つの異なった状況で行なわれる。

- 一 第一は家族関係の喪失によって自然な連帯が存在しない場合である。捨子や遺棄児童は、養子縁組される以前、自動的に国家後見の下に置かれる。身寄りのない生活困難者も同様に国家の保護を得ることができる。
- 一 第二は自然な連帯が望ましくない結果を生む場合である。主としてひどい虐待状況がそれにあたり、子どもにも大人にもあてはまる。その場合、本人の家族や親族、あるいはその関係者に対抗する形で、保護が実施される。家族が子どもの発達に適した生活環境を提供できない時も保護が発動される。時代

が進むにつれ、連帯による援助は身寄りのない子ども（施設措置）から家族（財政援助、社会的援護）に対しても行なわれるようになった。

- 一 第三は病気や障害による結果を自然な連帯では支えることができなくなった場合である。その場合の負担は公的共同体が負うことになる。

連帯は平等や公正の概念と対置される。権利の平等は個人的状況や境遇を理由に発動することはできないのに対して、公正の概念は特殊なニーズを認めることで肯定的な差別措置を正当化する。一方連帯は、生得的な不平等や年齢や出自、性別、健康状態などによる不平等を補填することを目的としている。それは原因ではなく、結果に対処する。そこで問題とされるのは、社会状況と関連する社会経済的環境条件である。国家は需要と供給が作用する自然な調整に取って代わらなければならないのだろうか。この問題に対して、自由主義と社会主義の主張は対立している。しかしながら、こうした議論を越えて、フランスのシステムではその時々の方針によって、この2つのアプローチの間で実効的な均衡が図られている。

1945年、連帯という概念は、個人や社会集団が大きな社会変動に適応しながら、同時に国家の近代化を成し遂げるという理念によって強化された。連帯はさまざまな環境的な変化から生じる社会的、職業的不適応を補填するという使命を持っている。問題は、進歩から最も遠くにいる人々を支え、彼らがそれまでにこうむった経済的、文化的資源の欠落を回復させながら、同時に進歩を達成することである。また、再分配による正義を実施することで、成長の果実を上手に分配し、各個人にその利益を得させることである。

戦後30年の経済成長の間に、フランス人の生活水準は急速に上昇した。歴史的に見れば、高度成長をとげたこの期間はまったくの例外といえるだろう。貧困は後退し、一般の教育水準は上昇し、それとともに民主主義も、また個人的、集団的自由も拡大した。しかしながら成長の影では、地域的にもまた社会的にも成長の埒外にいた人々の状況は固定化され、悪化した。

不平等が現れるとき、連帯は力を盛り返す。連帯は不平等を減少させられるのだろうか。連帯のシステムが社会保障システムや社会全体のシステムに与える影響、また特定の社会集団に与える影響については、現在でも議論されている。ニーズを充足する手段が枯渇すると、国や地方公共団体は学校や家族に対して、さまざまな期待や批判、課題を押し付ける。子どもが十分な教育が受けられないのは、親としての役割を放棄しているからであるとか、参入が難しい若者を支援するのは家族の責任であるとかいわれる。最近では死語と化していた扶養義務が次第に勢力を盛り返している。

家族が解体されようと再生されようと、家族はやむを得ないままに、危機に際しての避難所的役割を持ち続けている。家族は、若者と親の間で、親と祖父母の間で、祖父母と若者の間で相互的な連帯を図っている。

親は子どもを養育し、次いで子どもは高齢となった親の世話をするという中心的な世代概念は、世代間の境界線が曖昧になり、それぞれの生活状況が変化の中で相対化してきている。働いている若者が失業中の親を援助したり、かつては社会的弱者と見なされた祖父母たちの方が経済的に裕福であるという現象が起こっている。

家族という連帯関係は貧困に対する第一の防波堤である。この点については、さまざまな研究が、身寄りのない者や家族関係から切り離されたひとり親世帯、あるいは家族から追い出されたり、崩壊家庭で育った若者の脆弱性を明らかにしている。連帯への取り組みはまずは家族関係であり、次いで社会関係である。国や地方公共団体といった公権力が介入する代替的な措置は、問題の大きさに対して無力である一方、修復から予防へと理念が進展するにつれて再認識されている。

連帯は、巨大な慈善組織や人道組織によって編成された私的慈善の中でもその伝統が引き継がれている。フランス人は寛容で、貧困者や病人、排除された人々の叫びに応えている。人によってはそこに社会システムの破綻や、現代の専門化に基づいた労働のあり方を根本的に再検討しなければならないと考えている。

連帯の経済学は、今日、新たに開かれた領域である。連帯がカバーしているものを正確には知ることはできなくても、経済の方を人間に貢献させたいという意図や、連帯と平等に基づいた経済社会関係を促進させたいという意図をそこに見ることができるだろう。

IV. 参入 Insertion

参入とは、さまざまな理由から自立した生活を営むことが困難な人々に対して、経済的な保障を含めた広範な生活機会を保障することで、社会関係や社会的ネットワークを回復させ、自律した主体として社会に参加し、社会の中で自己実現を図っていくことである。

社会的参入、職業的参入、若者や障害者の社会参入というコンテキストで語られる参入という概念は、排除という概念に対峙する。すなわち参入は「排除に対する戦い」であり、さまざまな方向でフランスの社会福祉政策を特徴づけている。

貧困問題も、高齢者や障害者の問題も、移民や失業者の問題や社会的不平等の問題も、すべて排除という概念でくることが出来る。経済的な貧しさ、価値観やモラルの違い、生活習慣やライフスタイルの違い、心身上の差異は、分類と特殊な制度の下で、結果的にその人を排除し社会の周縁に追いやってしまう。排除は経済指標や法律概念ではあらわすことのできない1つの社会関係であり、それを被る人々が晒されているダイナミックな関係である。それは共同社会が成立しているコミュニケーションやネットワークから排除されることであり、さまざまな社会的烙印が押されるのみならず、最終的にコミュニケーションの喪失と定義

される。こうした排除という問題設定は、行政のみならず一般社会の無関心というものも告発する。したがって、こうした人々のコミュニケーションを復活させ社会参加を促進していくことで、失われた社会関係や社会的ネットワークを再建させることが参入の目的である。

1. 歴史と制度的実態

フランスで排除という問題設定が行なわれるようになったのは、1970年代の障害者や高齢者の問題からである。それは経済成長から取り残された人々、経済成長の恩恵から排除された人々の問題として始まった。

1975年はフランスで障害者基本法が成立した年であり、基本法の特徴は障害者の問題を行政の縦割りや個々の制度で別々に解決するのではなく、所得保障から教育、医療、職業訓練、労働、環境整備、そして余暇やスポーツ活動にわたるまでの問題を同時並行的、総合的に解決することで、障害者政策に整合性と一貫性を与えることが意図された。この障害者基本法を策定する推進者となったルネ・ルノワール (René Lenoir) は1974年に「排除された者たち (les exclus)」という本を出版し、その中で排除に対する戦いを次のように述べている。

「すべての人のための社会を建設することは、声高に叫ばれる不正をなくすことでも、各人に最大限の成功へのチャンスを与えることでもない。(中略)それは恒久的に『根を持たないこと (déracinement)』に対して戦うことである。参加は最も貧しい人々への所得保障を求めることなしには考えられないが、同時にもう1つの面に着目する。すなわち、参加とは『根づかせること (enracinement)』によりその人の人格を開花させることである。それこそが不適應の問題に対する戦いの不可欠な要素である。」

また、基本法の政策過程の中で、従来あまりにも障害者の特殊なニーズに捕らわれすぎたことで、障害者が本来人間として持っている共通的なニーズや、障害には関連しない自律したニーズを見失ってしまっている社会の側の反省も指摘された。こうした反省は、障害者をはじめから自律を欠いた人間と決めてかかる障害者政策の基本的概念化に対しても疑問を投げかけたのである。

障害者に特殊ニーズしかみない従来の概念化は特殊なニーズを充足させることを目的化し、その手段としてやはり特殊に対応した特殊な制度的解決しか生まない。そうした特殊な解決こそ、社会的隔離を肯定し、排除を生むのである。実際に障害者にはその充足が目的化される特殊なニーズは存在せず、そのニーズは人間の共通的なニーズとして共通の社会という場の中で充足されなければならない。

1975年の障害者基本法によってフランスでは社会的参入や統合政策が基本となった。障害者政策の基本が人間としての人格の開花や自己実現にあるなら、その開花や実現は特殊な制度や施設の壁の中で行なわれる

のではなく、共通した社会の中で行なわなければならない。また障害者問題を排除と捉え、こうした排除に対する戦いをあらゆる分野で同時並行的に進めることは、予防という積極的な意味があることも明らかにした。

1980年代に排除という問題を浮き彫りにしたのは、若年者失業と長期失業者の問題であった。フランス社会は経済の低迷により失業率は16%を超え、多くの若者が最初の職業に就くこともできないままに失業した。とりわけ学歴もなく、職業資格もない若者の失業は深刻で、失業が長期化するとともに、若者によっては放浪したり、犯罪に手を染めたり、薬物中毒に陥っていく者もいた。

1981年、与党となった社会党政府は、若者の社会的職業的参入を主要な政策課題とした。当時失業者の45%が25歳未満であり、失業中の若者はすでに90万人にも昇っていた。政府は参入と関連する400人以上の専門家たちと協力して「適応困難な若者の職業的、社会的参入」というタイトルの報告書を出した。

1982年3月26日には、地域行政に若者の雇用を援助するための地域部署 (missions locales) が創設された。この部署は、社会的職業的参入が困難な16歳から25歳の若者に対して職業斡旋と個別支援を行なうことが目的とされた。しかしその方法は、若者の雇用に対して新たなサービスを創設するのではなく、地域の民間企業の協力や参入関連のアソシアシオンの力を借り、地域のエネルギーを活性化することが優先された。地方部署は300以上も創設され、同様の機能を持つPAIO (案内・情報・斡旋相談所: Permanence d'Accueil, d'Information et d'Orientation) も同じ数だけ創設されている。

1988年12月には参入最低所得 (RMI: Revenu minimum d'insertion) 制度が実施される。参入最低所得の基本的なねらいは、経済的貧困のみならず、それに伴う排除の問題と戦うことにある。この法律の第1条では「生活上の困難を抱える人の社会的、職業的参入は国民の責務である」と謳われている。この手当を受給できるのは法律で定める一定所得以下の者で、共同体が提示する「参入計画」に基づいた「参入契約」を結んだ者である。この手当受給は、職業安定所の登録を義務づけるような扶助関係とは異なり、参入契約を結ぶ両者には対等な関係が保障される。すなわち、共同体の方で参入計画という具体的な行為を提示できないなら、対象者の方でも参入契約を結ぶことはできない。したがって共同体の側での参入計画の策定が義務づけられる一方、対象者にもその交渉と契約の履行が義務づけられるのである。またこの制度では最低所得保障という財政的な手当支給が目的ではなく、手当は全体の参入計画の一部を構成するものと理解される。

参入計画は3つの形態をとる。第1は社会的参入で、受給者の私生活や家庭生活を保障し、社会的自立に役立つようなさまざまな活動への参加である。第2は職

業的参入であり、職業訓練や職業資格の獲得である。第3は経済的参入で、行政やアソシアシオンが提供する有償の労働活動である。参入最低所得の受給者には疾病保険への強制加入の措置が取られ、その保険料は県の社会扶助が負担するほか、家族手当金庫の住宅手当も受給できる。また職業訓練や労働活動に対しては労災保険も適応される。

参入計画を策定し、受給者と参入契約を結ぶのは各地域に設立される「地域参入委員会」の仕事で、県単位で全体的な調整を図るのは「県参入委員会」である。こうした委員会には経済界、労働界、社会サービスの専門家が参加し、各分野から提供されるさまざまなイニシアティブを動員する役割を担っている。この委員会は排除された人々とこれまで無関心であった地域の人々を結びつけ、従来の措置体系に基づいた管理的、義務的行政事務ではなく、誰もが排除という社会問題に関心を持つことを、またそこにさまざまなイニシアティブを発揮していく義務があることを求めている。参入最低所得が実施され1年後には受給者は48万人を数えるまでに至っている。

1989年12月19日法の成立とともに、経済による参入が唱えられるようになった。これは経済活動によって社会に参入することであり、従来の制度では対処できない社会的弱者や周縁者の雇用を促進させる政策である。こうした枠内で地方議会と職業安定所が協力して「訓練雇用」という形態を発展させたり、参入地域や参入地域ネットワークという新たな戦略が打ち出された。また企業との連携強化、保証人クラブの創設、企業主を地域部署の長に任命するなどの措置は、そうした流れに沿ったものである。

経済による参入は主に3つの形態で行なわれている。

第1は「仲介アソシアシオン (associations intermédiaires)」である。仲介アソシアシオンは、とりわけ社会的職業的な困難を抱えている失業者を雇用し、彼らを法人や個人に有償で派遣することで、社会参入や社会復帰を促進することを目的としている。雇用された者が行なう有償活動は、常勤雇用を必要としない一時的な仕事、例えば庭の手入れや子守り、あるいは高齢者の世話や見守りなどである。この組織は県知事によって認可され、労働法322条4-19-3の条項で規定されている。対象者は参入最低保障受給者、50歳以上あるいは長期の失業者、特殊連帯手当の受給者、不適応青少年、社会扶助受給者などである。仲介アソシアシオンは1,100以上あり、毎月70,000人近くの人を受け入れている。しかしアソシアシオンに雇用された者の活動は一人年間750時間に限定され、その大部分は在宅援助サービスで、主に農村で高齢者や家族に対して社会関係の維持を目的とした活動を行なっている。

第2は、参入企業 (entreprises d'insertion) である。参入企業はアソシアシオンや地方農業共済や生産労働者協同組合などによって管理されている。1991年1月

3日法によって労働法322条4-6に規定されたこの組織は、参入がとりわけ困難な失業者に職業活動を行なわせることで、社会参入を促進させることを目的としている。対象者は主に、26歳未満の若者、長期失業者、社会扶助受給者、司法保護青少年、参入最低保障受給者である。国はこの目的に沿った活動をしている雇用者と協約を締結することができる。参入企業は、真の企業として、生産活動や参入契約を通じて、受け入れた人々の経済力を回復させ、雇用への復帰を促進する。これらの企業は建設業や緑化事業などの分野で活動を展開している。参入企業は補助金や社会負担の免除という措置を通じて国の援助を受けているが、これは配置転換や低い生産性、社会的援助などの超過的な労働コストを補填するためである。対象者は24ヶ月の雇用契約や資格契約、雇用復帰契約などを通して雇用される。およそ800の参入企業が30,000人近くを雇用している。

第3は町公社 (régies de quartier) で、町公社は町の住民の中から被用者を採用し、町の緑化、清掃、修繕や建物の改築工事などを行なっている。町の規模によっては十分な作業量を生み出すことができないなど、経済的な採算性には限界があるが、103の町公社が創設されている。

以上、参入に関する歴史と制度的実態を見てきたが、1998年7月29日にはシラク政権の下で、「排除に対する戦いに関する法律」が制定されている。これは従来の社会保障制度では対処できない人々に対して、緊急的人道援助と基本的な権利の保障を謳ったものである。「基本的権利へのアクセスの保障」「排除の予防」「社会的緊急性への対応」「排除に対する全般的取り組み」の4つのテーマから47の提案がなされ、社会政策の多くの領域で参入を促進していくことが計画されている。

2. 参入という概念の特徴

参入という概念は排除に対峙する概念である。参入は排除という社会関係を打破し、社会的なコミュニケーションやネットワークの回復を図り、自立した社会生活を可能とすることを目的とした概念である。そこには新しい責任概念が呼応する。すなわち、参入は、排除されるのは本人の責任であるとするモラル概念とも、また欠損に対する補填という概念ともまったく異なる。なぜなら、排除は本人の責任とは無関係に、その社会が形成する社会関係の不安定さから起こる現象であり、単にその欠損を補填すれば済むという問題ではないからである。排除は排除された人々に精神的苦痛を与え、内面化を経て自尊心の低下や自己の矮小化を生じさせる。排除は個人の意思や能力とは無関係な社会的メカニズムである。したがって参入の主体は何よりも共同体であり、社会である。それゆえ参入は国民である共同体の義務とされるのである。

障害者を例にとるなら、障害者問題の根本は結果として社会的に排除されることにある。障害者は能力が

ないから障害者なのではなく、結果的に機会が与えられなかったからであり、機会にアクセスできないから障害者なのである。こうした問題設定は当然の帰結として、障害者に対してではなく、全体社会に対する変革を要求することになる。

排除という問題設定は従来の社会保障における労働と再分配という枠組みでは捉えきれない新たな社会問題である。そして排除に対する戦い、あるいは参入という解決方法にはもう1つの特徴がある。それは、排除に対する戦いを排除された人々に特別な権利を認めたり、特別な制度を創設して行なうのではなく、すべての市民に平等な機会を保障し、同時にすべての人がその権利にアクセスできる社会を構築することで実現する点である。その意味で参入は新たな社会連帯や社会の側における無関心から脱却することを要求している。

V. 社会的経済 Economie sociale

社会的経済とは、協同組合、共済組織、アソシアション (非営利市民団体) のことを指す。フランス政府が社会的経済委員会を設立した1981年12月15日の法令で規定された社会的経済の定義では、上記の3つの組織が構成要素である。この分野の特徴は人と経済との関係が、単に金融市場の働きによるものではないことである。連帯経済、社会的革新、共同経済などとも呼ばれ、加入の自由、連帯を重んじる自主的な組織である。ゆき過ぎた市場経済的なものを社会がコントロールするという発想で、社会連帯思想を基底にした非市場的な分野を開拓することを目指している。

社会的経済という概念は経済学者で協同組合の理論家であったシャルル・ジード (Charles Gide) をはじめ、レオン・ウォルラス (Léon Walras)、フレデリック・ル・プレイ (Frédéric Le Play) など、ユートピア社会主義者の影響の下に19世紀の転換期に生まれた。フレデリック・ル・プレイは、社会的経済の実践研究の国際学会を創設し、雑誌「社会的経済 (*l'économie sociale*)」を発刊した。1900年、万国博覧会のパビリオンの中には社会的経済館が出現した。こうして社会的経済の概念は、政治経済と社会的公平さの合流点として次第に形成された。フルニエ (Fournier)、オーウェン (Owen)、あるいはギーズ (Guise) たちによって、社会的関係と職業に関する産業革命の結果を考慮した新しいモデルとして考えられた。

共同体組織はまず実践活動が始まり、その後にアソシアション、共済組織、協同組合の名称の下に、法律によって公認された。

— アソシアション (Les associations) に関する1901年法

アソシアションは非市場サービスを行う組織であり、非営利の共通目的のもとに集った人々を再編成する。

— 1985年に改定された、共済組織 (Les mutuelles) に関する1945年法

共済組織は、会員の万一の疾病、自動車事故など、あるリスクに備える目的をもった非営利の組織体である。

— 1992年に改正された協同組合 (Les coopératives) に関する1947年法

協同組合は協同と連帯の原則に規定された企業である。生産の協同組合はその勤労者に属する。消費の協同組合は消費者に属する。

アソシアシオン、共済組織、協同組合は、再団結と直接民主主義への希求に適している。普通選挙と同様に、〈一人一票〉が基礎的原則である。歴史を遡れば、フランス革命によって、フランス社会の当事者は国家と個人に限定され、中間団体の活動は禁止されたことが思い起こされる。1791年以来、職業上の集団化は共和国にとって危険な存在であると考えられ、同業組合結成のみならず、協同利益という観念さえも禁じられたのだった。つまり問題が生じたとき、「フランスでは政府が慈善に頼るしかないが、アメリカでは市民団体が活発に活動している」と、1831年—1832年に9カ月間滞在了アメリカから戻ったアレックス・ドゥ・トクビル (Alexis de Tocqueville) はアメリカの民主主義社会を見聞した驚愕を記した (トクビル『アメリカの民主主義 De la démocratie en Amérique』)。フランスでさまざまな形態の組織が市民権を獲得したのは第三共和制下での1901年の法律可決後にすぎない。19世紀の知的運動と協同利益の正当性を再認識させる社会的圧力が原動力になり、さらに時代を経て、国際連盟の提唱者であった政治家レオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois) が唱えた連帯主義をエミール・デュルケーム (Emile Durkheim) が中間団体として理論的に統合した。イギリスやドイツなど、他のヨーロッパ諸国でも同様に、自助と相互扶助の協同組合建設などの運動が社会ユートピアの推進者の理論とともに、底辺の実践や市民の自発的活動から生まれた。

社会的経済という用語は1960年代から1970年代に協同組合、共済組合やアソシアシオンで構成される総体を意味するものとして再登場してきた。1970年代に共済組織と協同組合が接近し、全国共済組織・協同組合活動連絡協議会が創設され、さらに1976年にアソシアシオンも組み込んで拡大した。このような組織方法を無視する動きに対抗するために構造化させようと、集団としてその特殊性を明確にしたのである。

1981年、社会党政権が誕生し、ミシェル・ロカール (Michel Rocard) の影響の下で、最初の社会的経済の担当委員を、また1984年には閣外相、ついで1991年に社会的革新と社会的経済の総括担当大臣制度が創設された。

社会的経済に関する上記の担当大臣の使命は以下のようなものである。

- 政府との関係を明瞭にし、簡素化する。
- 社会的革新と社会的経済の認知と振興を促す。

— 社会変革の価値を高める公共政策を徐々に構築する。

地域の現場では、活動家が社会の変革に参加して、社会的排除に対して戦い、地域間、世代間、人々の間の連帯を発達させ、社会的関係を作りあげ、資源を分かち合い、共同の資産を構築しようと努めた。社会福祉職はこうした社会的変化のにない手の部分を構成している。彼らの活動を認め、発展させる方法を与える必要がある (「ヒューグ・シビル (Hugues Sibille) 社会的革新と社会的経済の省間担当大臣との会見から」『リヤン・ソシアル』Lien Social N° 525、2000年3月30日)。

1986年、「社会的経済の企業」(Les entreprises de l'économie sociale) と題された経済社会協議会報告書が、この分野の認知を強化した。しかし競争の分野からは、社会的経済企業の位置づけに疑問が投げかけられた。こうして90年代末にはアソシアシオンの税制に対して議論された。伝統的な経済分野、ないしはかつては存在していなかった経済分野に介入しながら、アソシアシオンは今日では民間投資家を引きつける活動を発展させた。その上、経済による同化の概念を通して、アソシアシオンは競争分野に参入した。

社会的革新から連帯経済の概念の方へと関心は移行した。マイクロ金融、倫理的貯蓄、貧民の銀行、さらにはトンチン年金法組合 (加入者に終身年金を配当し、死亡者が出ると生存者の配当額を増やす) といった第三世界の国々の中で人道的アソシアシオンによって活用されてきた方針を適用した制度が話題となった。

アソシアシオンも、社会的革新の価値の向上に無縁ではない。2000年4月、全国社会再参入相談センター連盟 (FNARS) とソーシャルワーカーアソシアシオン (ANAS) との共催による第1回フォーラムが開催された。3日間の開催中に250の先駆的活動が紹介され、実験的な充実した報告が示された。

社会的経済の企業はボランティア、民主的組織活動、非営利といった共通の原則に基づいている。所有者であり、運営者であり、利用者でもある会員の存在が特徴である。1901年法で定められたアソシアシオン (アルザス、モゼール地方では1908年の地方の権利法による)、協同組合および共済組織によって形成されている組織は重要な経済的重みを示しており、その規模、適用分野や活動論理は非常に多種多様な領域にまたがっている。

他方、伝統的な形態を超えて、他の方法が連帯経済の概念を育成するために発達した。それらの中に倫理的基金がある。20年代にアメリカ合衆国で、タバコやアルコール飲料に代表される〈罪の経済的価値〉に投資することを拒否した修道会によって創設された。

このような方法はフランスにおいても数年前から広がり、今は一般社会の中で投資する形態を示している。長期戦略で全体として社会的共同体の永続的な発展を促し、財政上の利益と社会的責任を調和させるものである。その代表としてとりわけ43の修道会の例がある。

それらは企業の戦略的選択から進められた研究を考慮して、投資選択を決める<倫理と投資>アソシアシオンの系統の中で、老いた会員の未来を保証するための年金基金を作っている。それに近い精神でセミと称する地域の代替的な貯蓄管理の投資サークルがある。1983年に創設され、フランス国内でおよそ100個所のサークルを形成している。これらのサークルは会員たちの貯蓄のおかげで社会的、文化的、あるいは環境に配慮した社会資本に参加している。

社会的排除、不安定と貧困現象のこの20年間は、経済分野をより直接的に考慮する重要性を示した。経済による社会再参入は困難をかかえる人、障害をもつ人にとって、重要な位置を占めた。社会福祉と経済的方法の関係は発展のために重要に思われる。この見地から、連帯経済の方法は、経済的可能性と同時に社会的つながりに数多くの利点を示している。この方法は、被扶助者の位置から脱皮して、大きな意味で彼らの能力と資源を高め、彼らの責任感を発展させることを目的とする。知識の交換のネットワークはそこに興味深い答えを作り出す。

<社会的経済の原則>

「社会的経済企業はアソシアシオンと企業の組み合わせである。その特徴的差異は資本の非支配原則に賛同することにある。それは収益の管理よりもサービスの管理を、収益性よりも活動を、所有権よりも人権を優位と見なす原則である。

資本の非支配の原則に対する賛同は具体的には3つのレベルで表わされる。権利と資本との関係レベルでは各会員が同等の権利をもつ(例の「一人一票」の原則が示す)。資本の報酬については、自発的に正確にその企業と同じ法的地位に限定されている。黒字の収益割当てでは、資本の報酬にあてられた制限に加えて、生じた黒字の部分は企業の共有財産として、分割できない剰余金にあてられる。それも、譲渡できないという名目で充当される。企業の解散時には、剰余金は同

じ目的で活動中の同じ性格の企業に分配される(Bidet E.、「社会的経済の用語の出現 L'apparition du termes d'économie sociale」、Territoires (1997年11月刊行)より)。

なお社会的経済を第三セクターの同意語として一般的には使用されることも多いが、第三セクターの中でもアソシアシオン(非営利市民団体)、共済組織、協同組合のみを社会的経済と考える研究者や実践者、あるいは社会的経済のなかに上記の組織体のみならず、第三セクターの企業委員会、労使同数機関も含めうるという研究者もいることを付記しておきたい。

注記

本稿における記述は、「Valérie Löchen (2000) Guide des politiques sociales et de l'action sociale, Dunod」の該当個所の翻訳を中心に進めた。

参考文献

- 松村祥子、出雲祐二、藤森宮子「社会福祉に関する日仏用語の研究(1)」(『放送大学研究年報』第21号、2003年、pp267-278)
- Thévenet A (1995), L'aide sociale aujourd'hui après la décentralisation, ESF
- ジャック・モロー 著、石塚秀雄、中久保邦夫、北島健一 訳 (1996)、『社会的経済とはなにか——新自由主義を超えるもの』、日本経済評論社
- Dictionnaire de sciences économiques et sociales (2002) Bréal éditions
- Jacque Donzelot (1984), "L'invention du social", Fayard
- Theodore Zeldin (1981), "Histoire des passions française 1848-1945 T.4 : Colère et politique", Editions du Seuil
- René Lenoir (1974), "Les exclus", Seuil

(平成17年11月4日受理)